様式３

会　　議　　録

□全部記録　　■要点記録

１　会　議　名	第２回姫路市地域福祉計画策定会議
２　開催日時	令和８年８月３１日（月曜日）　１４時００分～１５時４０分
３　開催場所	姫路市総合福祉会館　第１会議室
４　出席者又は欠席者名	出席者１５名（欠席者３名）、事務局
５　傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人なし
６　議題又は案件及び結論等 ・第1回策定会議の意見等についての報告 ・施策の展開についての検討	
７　会議の全部内容又は進行記録 詳細については別紙参照	

事務局	**開会（14：00）** （挨拶） （前回欠席委員の紹介） （資料確認） （欠席者の紹介）
事務局	**報告事項** 資料１
事務局	**説明事項** 資料２ 資料３
座長	委員の皆さまからご意見、ご質問をお願いするにあたり、確認の意味を込め、私から、質問させていただく。 今回の計画では、重層的支援体制整備事業を計画の中に位置づけると、ご説明いただいた。市では、すでにこの事業を動かしているが、委員の皆さまの共通理解を深めるために、改めて１点お聞きする。高齢者、障害者、子どもの相談窓口も非常に大切だと思うが、それらを単に充実させることと、重層的支援というしくみを導入することは、具体的に何が違うのか。包括的支援体制をつくっていく上で、なぜこの事業が市にとって最適だと考えられたのか、これまでの検討の経緯をお聞きしたい。
事務局	重層的支援体制整備事業を導入するに至った経緯、また、今回の計画に入れることとした経緯をご説明する。導入前の既存の体制における課題は、従来の窓口は高齢、障害、子どもと属性ごと分かれていたため、例えば、親の介護と子どもの引きこもりが同時に起きている世帯については、相談者が複数の窓口をまわる必要があった。あるいは、担当課同士の連携が、担当者個人の知識や善意に頼ってしまうという限界があった。そのような中で、市として包括的支援体制をどのように整備する

	べきかという検討を重ねてきた。その結果、包括的支援体制には、まず「相談を断らないしくみを確立すること」、「１つの課で抱え込まず、他機関連携し、チームで支援すること」、「相談を待つだけでなく、困り事が深刻化する前に、こちらから出向くアウトリーチに取り組むこと」の３つが不可欠であると考えた。これらを実現する手段として、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を活用することが、本市のめざす地域共生社会の実現に向けた、最も適切な手段であると判断し、令和４年度から、重層的支援体制整備事業実施プログラムを策定し、取り組んできた。今回、地域福祉計画の改定にあたり、重層的支援体制整備事業についても、計画という形で、重要な施策として落とし込み、体制整備の方向性や目標、評価指標等を定め、実施しようとするものである。
Ａ委員	非常に膨大な内容で、詳細な計画でもあるので、事務局はじめ、皆さまのご苦労が表われている原案と感じた。 １点目。この地域福祉計画の一番のポイントは、高齢者、障害者、子どもたち、それらに関わる地域の方々に関わる施策に、いかに横串と縦串を入れていくかということだと思う。ご説明を聞き、「やっと、手をつなぐようになった」と感じた。「手をつなぐ」「ネットワーク」という単語がキーワードになると思う。今後、重層的な支援ということで、「手をつなぐ」というよりは、「一緒にやっていくしくみ」が非常に重要になってくる。それができて初めて、横串、縦串が入るのだと思う。具体的には、それぞれの施策をつなぐ、連携するということで、「断らない相談」のため、つながる窓口をつくっていただき、総合的な相談を受けるということになると思うが、まず、地域に総合相談を展開していけるような計画が必要だと思う。障害のある立場からの発言をすると、高齢者の相談は地域包括支援センターを中心に、地域の中でかなり充実しているが、障害のある人、子どもの相談は、市役所や福祉会館に出向かなければ受けられない状況である。姫路市における一番の課題は、精神疾患をお持ちの方や、障害者手帳をお持ちでなくても、精神的に大きなダメージを受け、生活困窮や引きこもりになっておられるような方々が地域の中に多くおられるということである。そのような方々への支援を、どのように組み立てていくかということが、認知症への支援と同じくらい必要だと考えている。空き家やゴミ屋敷も、そこに根源があると考えている。高齢者が地域包括支援センターに気軽に相談できるように、地域包括支援センターと一緒に、総合相談的な窓口を、圏域ごとに置いていくことが重要だと考える。

	医療と介護の連携については、高齢者支援課を中心に力を入れていただいているが、やはり高齢者中心になってきており、障害のある方や子どもに関する医療連携には、なかなかつながらないという現状だと思う。医療と介護の連携ではなく、医療と福祉の連携にしていただくことが重要だと考える。人生会議ＡＣＰというものは、人生の最後のことだけではなく、これからの人生で必要なことを話すという観点から言えば、子どもや障害のある方にも必要な考え方だと思う。世代を超えて、「今のしくみ」をつくることが重要だと思う。 ２点目。権利擁護に関して、施策を読むと、成年後見制度に偏っている印象を受ける。もちろん、成年後見制度は必要だが、成年後見制度の今後の改正の方向性を見ると、全てを判断できないわけでもなく、判断が一部難しくなっている方を、いかに補助していくかという制度に変わっていく方向性が国から示されている。そのような支援に、いかに地域の方、事業所がどのように関わっていけるのかが大きなポイントになると思う。私は発足時から、成年後見センターから権利擁護センターへの格上げを、姫路市としてめざしていただきたいと申し上げている。 本日は、第三者評価の立場として参加している。事業所の質の向上のために、第三者評価の活用をしていただくことは、非常にありがたいことで、他市の計画には、そのようなことは書かれていない。全国の評価の方向性を見ると、それぞれの事業所や福祉施設が、この地域福祉に、どれだけ貢献しているかを評価していくことが重要だということである。国の資金も、福祉サービスや介護保険の事業所に落ちている状況の中で、その資源を地域福祉に活用するためには、福祉施設や福祉サービスの事業所が、いかに地域の中に入り、地域福祉に貢献していくかが重要だと思う。そのようなところを評価ができると、第三者評価の役割が果たせると思う。
Ｂ委員	冒頭にあったように、地域においてつながりを感じない、近所の方の顔もよく知らない人の割合が増加しているという中で、コミュニティの希薄化が進行していると思う。私の地域でも、子ども会の組織がなくなった。そのような中で、地域の自治会と民生児童委員で、各地域での活動をがんばっているが、全国的にも、民生児童委員のなり手が少ないという状況である。「大変だ」というイメージがあり、仕事をもっておられる方も多いためだと思う。民生児童委員の確保が難しくなっている状況の中で、ますますいろいろな負担がかかってくるということは、いかがかと思う。見守りに関しては、「民間事業者の見守りの体制づくり」となっているが、現在でも、民間に委託して、守秘義務等は大丈夫なのかと心配している。

Ｃ委員	歯科医師会で障害者の診療をしているが、マンパワーが足らない状況で、本当に申し訳ないと感じている。市には、口腔保健センターの施設の充実に力を入れていただき、非常に感謝している。ただ、マンパワー的なところで、もう少し市からの援助がいただけるとありがたいと思う。よろしくお願いしたい。 ７ページの「仮称　姫路市の加入促進条例の整備」は、まだそれほど進んでいないかもしれないが、具体的にはどのような内容をお考えなのか、お聞きしたい。
事務局	市民活動推進課で、自治会加入促進条例の制定について、今年度検討すると聞いている。「自治会を共助の基盤として位置付ける」ということで、まず理念を皆さまと共有し、条例を制定するということである。本年度、審議会をつくり、民間の方や専門の方のご意見を聞きながら、条例の制定をめざすと聞いている。条例ができた後、現在していただいていることの整理や、アンケート調査から出てきたご意見を整理していくものと考えている。今年度は、審議会をつくり条例制定をめざすところまでの予定である。
Ｄ委員	防災と福祉の連携による安心づくりで、福祉避難所の体制整備は重要である。現状で、福祉避難所に手を上げている施設数と受け入れ人数はどのぐらいなのか、教えていただきたい。おそらく、災害時要支援者台帳や避難行動要支援者名簿からわかる数で、想定された上で施策を検討しておられると思うが、いかがか。
事務局	福祉避難所は、民間の老人ホームや市の施設等である。現在、民間施設が 56 か所、公共施設が 19 か所、登録している。収容人数の数字はもちあわせておらず申し訳ない。 災害時要援護者台帳に関しては、台帳の登録者数が令和８年３月末で 8,735 人である。避難行動要支援者名簿に掲載されている方が１万 6,276 人である。
Ｄ委員	おそらく手を挙げられている施設で、１人か２人受け入れるような感じだと思っている。施設数が足りていないというところで、これから重点施策として拡充していただきたい。
事務局	協定施設の確保に努める。今年度、在宅人工呼吸器装着者を受け入れられる体制を

	福祉避難所で整備しようと検討している。
Ｄ委員	蓄電池等の電気関係のものがないと、在宅酸素等はできない場合が多いので、きちんと整備していただきたいと思う。徐々にでも結構だが、避難者名簿から考えると、これだけの人数を受け入れることができる福祉避難所はないと思う。準備するにあたり、それぞれの施設に市がどのような形でアプローチするのかわからないが、期待できる施策を打ち出していただきたいと思う。
Ｅ委員	民生委員児童委員連合会の主任児童委員会から参加している。普段は子育て支援室と連携して、主に保健師が、未就学児、乳幼児がいる家庭で、子育てがしにくいご家庭や、子どもが少し心配な家庭等に、月に２回、児童センターと地域子育て支援事業で関わっている。17 ページの重層的支援体制整備事業のところで、そのような子どもたちには長期間にわたる、切れ目のない支援が必要にはなってくるとあるが、アの「包括的相談支援事業」の表に関して、「直営と委託」と「設置個所数」の数字はどのような意味か。
事務局	アの「地域包括支援センターでは、直営が、総合福祉会館の２階にある基幹型地域包括支援センターである。委託は地域包括支援センターで 23 か所ある。他に、利用者支援事業の基本型、特定型の７か所は、業務内容としては、「子ども、またはその保護者（妊婦含む）の身近な場所で、教育、保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、および必要に応じて相談要件等を行うこと、関係機関との連絡調整の実施」である。基本型としては、直営では、こどもの未来健康支援センター、中央保健センター、中央保健センター北分室、南保健センター、西保健センター、すこやかひろば、駅前すくすくひろばである。主に、保育所や認定こども園等の利用に関する相談や案内を行うもので、子ども保育課が特定型になっている。直営や委託が何か所ということに意味があるのかについては、重層的支援体制整備事業実施計画ガイドラインの記載事項とされているため、現時点の数をお示ししている。今回策定する計画の期間が６年になり、整備体制も変化していくので、別建で重層プログラムを更新していくことを考えている。
Ｅ委員	こどもの未来健康支援センターというものは、みらいえのことかと考えていたが、各保健センターということか。

事務局	こどもの未来健康支援センターは、みらいえのことである。
Ｅ委員	利用者支援事業のこども家庭センター型も、この総合福祉会館の１か所にまとめてあり、保健センター３か所に、相談室があるが、総合福祉会館は１か所ということか。
事務局	子育て支援室という表示で１か所としている。
Ｆ委員	７ページの日常生活圏域の利用者のところに、いろいろな重点方策の中に、「ＮＰＯに、地域の担い手としての役割を担っていただく」と書いてあるが、その地域の関係を結ぶ、例えば、お祭りやイベント等で自治会を担う方は高齢の方が多い。婦人部の方も高齢なので、結局、「大変なのでやめよう」という感じになり、地域活動が閉塞しているような気がする。他市で、ＮＰＯがそのような活動に協力されている話を聞くが、姫路市でもＮＰＯの名前が挙がっているので、具体的に、「イベントの大変な部分はＮＰＯが担い、地域の人は楽しむだけ」というモデルがあれば、もっと盛り上がると思う。そのような事例はないか。
事務局	自治会の活動パートナーとしてＮＰＯが参画した事例があるのかというご質問だと思うが、状況を把握できていないので、もし本市でもそのような事例があれば、ご提示させていただく。
Ｆ委員	ここに手段として挙がっているので、そのような企画があるのかと思ったが、いかがか。
事務局	本市には、ボランティアセンターがあり、そこでＮＰＯを中心としたボランティアについて、地域全員で活動されているＮＰＯもある。そのような活動をされているＮＰＯにも地域の担い手としての役割を担っていただくということである。
Ｇ委員	仕事柄、相続財産清算人の案件を扱っているが、半分ぐらいが孤独死の案件である。亡くなられてしばらくしてから、民生委員の方や訪問看護の方が発見する事例が多い。そのような状況を解消していこうと思うと、９ページにあるような見守り体制

	づくりが大事になってくるのだと思う。ここに、「姫路市地域見守りネットワーク事業への協力事業者の登録を推進し」とあるが、現在の登録状況等はどのようになっているのか、教えていただきたい。
事務局	地域見守りネットワーク事業の協力事業者は、７年度末で 33 団体、445 事業者である。 例えば、宅配をされている民間事業者に協力をいただき、宅配時、車があるのに、チャイムを鳴らしても出てこないような普段と違う何か違う異変に気付いたときに、こちらに連絡をいただくことになっている。その後高齢担当課で何か把握されているのか調べ、近くの民生委員に連絡すると、様子を見に行っていただけたりして、状況を確認することができる。令和７年度の実績は 11 件であった。先ほど、民間に委託してよいのかというご意見があったが、民間委託といっても、資金を出して委託するという形ではなく、行政、団体、民間事業者、地域住民等が連携し、日常生活の中で何か異変を感じたときに、こちらにご連絡いただくための事業という趣旨で行っている。
Ｈ委員	私自身、地域のＰＴＡや子ども会に参加させていただいたが、子どもが大きくなり会を卒業すると、地域に接する機会も減ってしまう。何とか、自分の暮らす地域を盛り上げようということで、応援団の１人として活動している。例えば夏祭りの準備を手伝っている。地域の組織の高齢化が進む中で、若い力を使おうという考え方に感銘を受け、参加している。 ７ページの一番下の自治会圏域に「リーダー養成」とあるが、安心サポーターや防災に関する取り組みがあると思う。地域では、「何々サポーター」ということで、講習会が開かれている。参加される方も多く、皆さん、やる気をおもちの方が多いと感じる。この地域に関するリーダー養成のところで、市として、現状でどのようにつくっていくのか、お考えがあれば教えていただきたいと思う。
事務局	社会福祉協議会では、今年度で終了予定だが、担い手確保育成強化事業というものを実施している。地域を支える活動者の方の数を増やしたり、活動を引っ張っていくリーダーを育成したりすることに関して、社会福祉協議会として応援している。支えてくれる担い手の方を増やすことは、概ね成功しているのだが、引っ張っていくリーダー層の育成がうまくいったところはほとんどない。現在活躍されているリ

	ーダーは、ＰＴＡやこども会をきっかけにして地域に関わるようになり、地域の活動に参加される中で、徐々にリーダーになられた方が多いように思う。この部分は非常に重要なことだと思うが、すぐにできるようなものではないと思う。
Ｉ委員	計画の中に、たくさん社会福祉協議会が出てきており、担い手として頑張らなければならないと感じている。 ７ページに、「社会福祉協議会との連携・協働」とあり、「社会福祉協議会の事業活動を支援する」という記述がある。実際に事業活動を支援していただいているが、一番大変なことは、事業活動として形にすることであり、それに多くの知恵と時間を使っている。本日の神戸新聞に、大津小学校の授業のことが掲載されていた。ふれあいサロンに行き、世代交流をしたという内容だったが、このような例は多い。例えば、サロンが開催されていても、参加することが難しい方もおられる。ある支部では、不登校の子どもの対策を、地域の方と共に考えていただいているが、そこに社会福祉協議会の職員も関わっている。事業活動のところに、「先駆的開発的な取り組みも含む」ということが書けるのかわからないが、社会福祉協議会としては、そのような事前の取り組みまで評価していただきたいと感じている。 「複数の中学校区」の中に「自治会と連携・協働したコミュニティ・ビジネスの取り組みを拡大し」とあるが、「拡大」ということは、現在も何かあるという意味だと思うが、それは具体的に何なのか教えていただきたい。 25 ページの自治会圏域のところに、「判断能力に不安がある人や、頼れる身寄りのない人等への支援」ということで、今回の社会福祉法の改正で、新しい事業が加えられ、「頼れる身寄りがない方」に対する日常生活の支援や入退院の手続きの支援、死後事務の支援等をするということが掲げられた。この文章の中には、「頼れる身寄りがない人」という記述がない。国は、さまざまな団体が事業を担えるようにと言っているが、社会福祉協議会は想定されている１つの団体ではある。詳細が明らかになっていないが、特に死後事務は大変難しい事業だと思う。法律的な知識も必要で、時間もかかるので、ぜひ行政に関わっていただき、情報共有しながら進められるとよいと思っている。
事務局	ＮＰＯが地域と連携した活動では、ボランティアサポートセンター団体が中心になってされているが、コミュニティ・ビジネスの関係では、こども食堂、本の読み聞かせ、高齢者への配食サービス等が入ってくるという認識である。

Ｉ委員	「ビジネス」という言葉には結び付きにくい印象である。
Ｊ委員	24 ページの最後の丸に、「障害者地域生活支援拠点コーディネーターの設置を検討」とあるが、具体的にどのようなことなのか。前回にも話したが、マンパワーが圧倒的に足りない。例えば、地域包括支援センターの人が、知り合いの司法書士にお願いして、司法書士が駆けつけたら手が付けられないようなごみ屋敷で、すべての手続きを司法書士が行う場合もある。ただそのような司法書士は激減している。リーガルサポートの会員も減っている。もしこの「障害者地域生活支援拠点コーディネーター」という立場の方に、最初の手が付けられないようなところを、簡単でもよいのでまとめていただき、どのような事案なのか、司法書士のところに伝えていただくと、大変ありがたい。 また、「すぐに来て」と助けを求められて出向くと、知的障害とまでは言えなく、認知症ではないのだが、高齢なので物忘れなのかもしれないという場合もある。そのような場合でも、「何とかしてあげてほしい」と言われ、対応に苦慮している。「障害者地域生活支援拠点コーディネーター」という立場の方がワンクッションになり、きちんとした説明をしていただけると、大変助かる。そうすることで、私どももより多くの人に対応できると思う。
事務局	社会福祉法の改正の詳細な内容が示されていないので、それが明らかになってから、検討を進めようと考えている。
Ｊ委員	よろしくお願いしたい。
Ａ委員	地域生活拠点コーディネーターについて、自立支援協議会で検討している。自立支援協議会の会長をしているので、ご説明させていただく。 障害福祉の中の地域生活拠点整備事業があるが、障害のある方が地域で暮らしていくための相談に乗っていく事業であり、障害福祉計画の中で整備されようとしている。例えば、緊急の場合の対応をするとか、意思判断が難しい方を専門家につなぐとか、施設や病院から出てくるときに、地域の暮らしの体験を整備するというようなことである。そのためには、いろいろなところとつないでいく役割が必要になる。地域生活を維持するため、もしくは地域生活移行するために、自立生活拠点コーデ

	ィネーターが必要になるということで、話を進めている。 地域のボランティアの話があったが、私もボランティア活動を 40 年間している。以前は社会福祉協議会の中にボランティアセンターがあった。その頃は、社会福祉協議会の支部や地域とつながったボランティアやＮＰＯがあったように記憶している。市で、ボランティアセンターの活性化を含め、新たにボランティアセンターをつくられたとは思うが、結果としてボランティアが独立してしまい、地域や福祉サービスとのつながりが薄れたように感じる。活動しながら、そのような印象をもっているので、今のボランティアセンターを、もう一度、総合福祉会館に戻すことで、ボランティアセンターを地域福祉の担い手の拠点となると考え、提案する。
Ｋ委員	読み込むことに時間がかかってしまったが、文章の主語がいろいろあって、どの施策がだれを対象にしているのかわかりにくく、難しいと感じた。 表記で気になることは、重層支援のところだけは、「障害者」という表記になっており、他のところは「障害のある人」となっていることである。意図があるのか。
事務局	意図はない。文章の推敲が追いついておらず、申し訳ない。次回会議までには、表記を統一し、案の作成に臨みたいと思う。
Ｌ委員	姫路市の地域福祉計画の策定について、非常に詳細にお示しいただいていると思う。ただ、相当、人材が必要だと感じた。人材確保に関しては、業種的に、医療介護でも看護師の人材確保が非常に大きな問題になっている。そのように考えると、ボランティアの方の人材確保は大丈夫なのか危惧している。例えば、今まで通りに人材を募集しても難しいので、有償ボランティアやポイント制度を導入したり、地域振興券や健康ポイントを付与したり、工夫が必要だと思う。 ＡＣＰの最終段階における話し合いで、これからどのようにして生きていこうかという話し合いが必要である。障害者のＡＣＰ、ＡＬＰも考えていかなければいけないが、いろいろなところで話を聞くと、高齢者の方と障害者の方の立ち位置の違いがあり、ＡＣＰを障害者の方にも広げていくことに、まだまだ時間がかかると思う。諦めずに、がんばってやっていかなければいけないと考えている。 障害者のことに関して、地域包括支援センターが関与していくという話があったが、地域包括支援センターは非常に仕事が多く、さらなる業務はできないように思うので、ご検討をお願いしたい。

	防災に関して、姫路市のいろいろなイベントがあるが、最近天災が多いので、この地域でも何があっても不思議ではない。防災の取り組みの中で、具体的な避難行動対象者の対応等、現場に則した計画を立てていただくようにお願いしたいと思う。
座長	貴重なご意見をいただき、活発な議論ができたのではないかと思う。 障害者、子どもについて、すぐにでも相談できる窓口の設置や、医療と介護の連携、コミュニティの希薄化の問題、福祉避難所の充実、リーダーの養成の問題、生活支援拠点コーディネーターの充実、このような計画を行うための人材確保の必要性等、貴重なご意見をいただいた。より良い地域福祉計画案を策定することにつなげていただきたいと思う。 閉会（15：40）